

2021年4月1日

日本入国時における陰性証明書の不備による隔離措置について
(新型コロナウイルス関連)

- 3月18日に日本政府が新たな水際対策措置を決定して以降、日本入国時の陰性証明書確認が厳格化されました。
- 陰性証明書の内容の不備を指摘され、検疫所が指定した宿泊施設での3日間の隔離を余儀なくされる事案が発生しています。
- 日本入国に際して陰性証明書をご用意される場合は、以下の点に注意していただきますようお願いいたします。

1 日本入国時における陰性証明書確認の厳格化について

- (1) 3月18日に日本政府が新たな水際対策措置を決定して以降、日本入国時における陰性証明書の確認が厳格化されております。
- (2) 必要事項の記載漏れ、記載間違い、誤字脱字などの軽微な不備であっても厳格に処理され、検疫所が指定する宿泊施設での3日間の隔離を余儀なくされる場合があります。

2 当地における検査状況及び証明書発行状況について

- (1) 日本政府は、日本に入国する際の陰性証明書の書式として、原則として厚生労働省が定めた書式を用いることとしています。
- (2) 当地にて行われている検査は日本政府が定める基準を満たしているものの、陰性証明書の書式については当地政府機関の方針により、厚生労働省が定める書式の使用はできないこととなっています。
- (3) 当館より、同書式の使用を可能とするよう申し入れているところですが、現在のところ実現には至っておりません。

3 当地にて陰性証明書を入手する際の注意点

- (1) 上記のとおり、当地では現在のところ定められた書式が使用出来ないため、厚生労働省の規定に基づき、以下の内容がすべて記載された証明書を準備いただくようお願いいたします。(英語での記載が必要)
 - 氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別
 - 検査方法(当地にて行われている検査方法は「リアルタイムRT-PCR法」のみ)
 - 検査検体(当地にて用いられている検査検体は「鼻咽頭ぬぐい液(nasopharyngeal Swab)」のみ)
 - 検体採取日時、検査結果、結果判明日、証明書交付年月日
 - 医療機関名、住所、医師名、医療機関印影
- (2) 陰性証明書が発行された際は、上記の内容が間違いなく記載されているかご確認いただき、記載漏れや英語のスペルミス等があった場合はその場で追記、訂正してもらうようお願いいたします。
- (3) 英語での表記については、厚生労働省が定める書式を参考としていただければと思います。
- (4) 厚生労働省が定める書式は、以下のURLからダウンロード出来ます。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話：(代表) +998-78-120-8060, (夜間・休日用緊急携帯) +998-91-162-5009

ホームページ：https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：(代表) +81-3-3580-3311, (内線) 2902, 2903